

◎未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

4 保育サービスの充実

目指す姿

保育施設が適切に整備されているとともに、良質で多様な保育サービスが安定的に提供され、安心してこどもを産み、育てることができています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組方針
保育所待機児童数	保育施設への入所を申し込み、入所の要件を備えていながら入所できない児童の数	＊＊	＊＊	代表指標 取組1
保育所に対する指導検査実施完了割合	区内の保育施設（認可・認証保育所等）に対する、指導検査を実施した施設の割合	＊＊	＊＊	取組2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- ・江東区では、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充や質の向上の方針を踏まえ、全庁的な対応を図るため、待機児童解消緊急対策本部を設置し、平成27年度から平成30年度の4年間で、認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより約3,300人の保育施設定員を拡大するとともに、通常保育以外にも病児・病後児保育、延長保育、緊急一時保育など、多様な保育サービスの拡充を図ってきました。
- ・また、保育人材の確保のため、賃金改善等の処遇改善や就職相談会など取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- ・国は、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和4（2022）年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしています。また、平成29年12月には、「新たな経済政策パッケージ」の中で幼児教育の無償化を掲げ、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策を進めることとしています。併せて、近年、保育所の果たす社会的な役割はより一層重視されており、幼児教育の積極的な位置付けなど、保育の質のさらなる向上を図るため、平成29年3月に保育所保育指針が改定されました。

【区の課題】

- ・本区の保育施設の整備・拡充の取組は、待機児童対策として一定の効果をもたらしましたが、待機児童解消には至っていません。今後も、子育て・女性の就業率の増加などによる共働き世帯の増加が見込まれており、引き続き、乳幼児人口の推移を見極め、地域の保育需要や保護者の多様なニーズに対応する保育の受け皿確保が必要です。

- ・既存の保育施設が改築や大規模改修の時期を迎えることから、こどもの安全・安心を確保するため、計画的に改築・改修事業を進める必要があります。
- ・保育施設を整備し待機児童を解消するだけでなく、保育の質の確保向上を図るとともに、ライフスタイルの多様化等に対応した様々な保育サービスを展開していく必要があります。
- ・保育所の安定的運営のため、保育人材の確保及び定着とともに、保育士の専門性の向上が求められています。

取組方針

1. 待機児童の解消

地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じて、公有地の活用や大規模開発との連携など、多様な整備手法を用いて認可保育所等の整備を進めます。また、区立幼稚園での3歳児保育や預かり保育、居宅訪問型保育事業をはじめとする様々な手法を用い、保育の受け皿を確保します。さらに、保育園ナビゲーターの活用により、保護者のニーズに応じた情報提供を行い、待機児童の解消を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

私立保育所整備事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業

2. 良質かつ多様な保育サービスの提供

保護者が安心してこどもを預けることができるよう、都との連携のもと、区内保育施設の指導検査を推進し、施設改修等による保育環境の改善を行います。また、保育人材の確保のため、処遇の改善につながる補助をはじめ、宿舍借上補助、就職相談会及び法人採用担当者向け採用活動等支援セミナー等、保育事業者の意向を聞きながら様々な支援に取り組みます。さらに、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態、家庭環境やライフスタイル等に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

■ 現行の主な事業 ■

保育所管理運営事業、私立保育所補助事業、病児・病後児保育事業、保育の質の向上事業、保育所の改修事業

関連する個別計画

江東区こども・子育て支援事業計画

◎未来を担うこどもを育むまち

- 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実

5 子育て家庭への支援

目指す姿

行政と地域が協働し社会全体で子育て家庭を支えることで、孤立した子育て環境が解消され、誰もが喜びを感じながら子育てし、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
地域に見守られて子育てしていると 感じる保護者の割合	地域に見守られて子育てしていると 感じる保護者の割合	**	**	代表 指標
子育てひろば利用者数	子ども家庭支援センター、保育園及び 児童館等で実施する「子育てひろば事 業」の利用者数	**	**	取組 1
リフレッシュひととき保育利用者数	子ども家庭支援センターで実施する 「リフレッシュひととき保育」の利用 者数	**	**	取組 1
必要な子育て情報が入手できる保護 者の割合	「区内の子育て情報が入手しやすい と思う」「どちらかといえばそう思う」 と回答した保護者の割合	**	**	取組 1
子ども医療費助成件数	子ども医療費の助成件数（年間延べ 件数）	**	**	取組 2
こどものしつけに体罰がふさわしく ないと理解している区民の割合	こどものしつけに体罰がふさわしく ないと理解している区民の割合	**	**	取組 3

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、これまで区内 5 ヶ所の子ども家庭支援センターを中心に、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組んできました。さらに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら、児童虐待対応や虐待防止の啓発活動、相談体制の強化に取り組んできました。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことにより、子育てに不安を持つ家庭や、地域社会において孤立感を抱く家庭が増えています。また、児童虐待相談対応件数が急増しています。

【区を取り巻く状況】

- 平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、特別区が児童相談所を設置できるようになりました。
- 国は、平成 29 年 12 月に「新たな経済政策パッケージ」を策定し、幼児教育の無償化など子育て世代に大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

【区の課題】

- 子育てサービスを必要としている世帯が増加していることから、各種子育て支援事業の充実を図るとともに、それを広く周知し必要とする方が利用しやすい環境をつくる必要があります。

- ・こどもの貧困の拡大や国の新たな支援策なども踏まえ、これまでの経済的支援に併せて子育て家庭に対する総合的な支援が必要です。
- ・虐待の連鎖を予防するため、心のケアなどきめ細かな支援策を充実させることが必要です。
- ・こどもの権利・利益を守るため、子ども家庭支援センターを中心として、虐待予防や虐待対応の機能を一層強化し、各機関との連携のもと区の児童相談所を開設する必要があります。

取組方針

1. 子育て支援サービスの充実

子育ての孤立感を解消するため、地域の子育て支援拠点である子ども家庭支援センターの整備を進めるなど、子育て支援環境の拡充を図ります。また、子ども家庭支援センターや児童館、保育園、幼稚園などで、子育て相談や子育てひろば、一時預かり保育等の子育て支援策の充実に努めるとともに、ファミリーサポート事業等、区民による地域子育て活動を支援します。そして、様々な子育て施設や施策との連携により、保護者やこども一人ひとりのニーズに沿った支援を行います。さらに、多様なメディアやイベントなどを通じて、子育て世帯に必要な情報を積極的に発信していきます。

■ 現行の主な事業 ■

こども・子育て支援事業計画推進事業、児童向け複合施設整備事業、子ども家庭支援センター管理運営事業、子育て支援情報発信事業、地域子育て支援事業

2. 子育て家庭への経済的支援・自立支援

児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、医療費助成や就労支援、こどもたちへの学びのサポートなど、ひとり親家庭や生活困窮家庭への自立支援を行い、個々のニーズにあうサポートを推進します。さらに、保育園、幼稚園、認定こども園等の利用料の無償化により、保育・幼児教育の負担軽減を図ります。

■ 現行の主な事業 ■

児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、小・中学校就学援助事業、まなびサポート事業

3. 児童虐待の未然防止と虐待対応力の強化

児童虐待を予防するため、行政や地域、関連団体等、地域全体でこどもや子育て家庭を見守る環境形成に努めます。また、職員の対応力向上、関係機関との連携強化及び事業の充実により、支援を必要とする家庭への早期対応・改善を図ります。さらに、児童相談所の移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点※等のあり方を検討し、「こどもの最善の利益」を最優先とした児童相談支援体制の構築を目指します。

■ 現行の主な事業 ■

児童虐待対応事業、児童家庭支援士訪問事業、こどもショートステイ事業、KOTO ハッピー子育てトレーニング事業

関連する個別計画

江東区こども・子育て支援事業計画

※子ども家庭総合支援拠点…こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行う拠点。平成28年改正児童福祉法において、区市町村による設置が努力義務とされた。

施策ページ構成（案）

◎未来を担うこどもを育むまち

● 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

6

学校教育の充実

目指す姿

一人一人の児童・生徒（幼児を含む）に向き合った学校教育が行われ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応す る取組 方針
全国学力・学習状況調査で都平均を 100 としたときの区の数値	小学校 6 年生が対象の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の都平均を 100 としたときの区児童・生徒の平均値	＊ ＊	＊ ＊	取組 1
	中学校 3 年生が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校 6 年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	＊ ＊	＊ ＊	取組 2
	中学校 3 年生が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
人の役に立つ人間になりたいと思う、児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査）	小学校 6 年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「人の役に立つ人間になりたいと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	＊ ＊	＊ ＊	取組 2
	中学校 3 年生が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
体力調査で都平均を 100 としたときの区の数値	小学校 5 年生男子が対象の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の都平均を 100 としたときの区児童・生徒の平均値	＊ ＊	＊ ＊	取組 3
	小学校 5 年生女子が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
	中学校 2 年生男子が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
	中学校 2 年生女子が 〃	＊ ＊	＊ ＊	
区主催の研修に参加した教員の延べ参加者数	区主催の研修に参加した教員の延べ参加者数	＊ ＊	＊ ＊	取組 4

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- 江東区では、全小中学校において「こうとう学びスタンダード」の取組を通じて、児童・生徒の学力、体力の向上を推進してきました。また、中学校区ごとの幼小中連携事業を通じた取組や、有明小中学校での連携教育、平成 30 年 4 月には本区初となる義務教育学校として有明西学園を開校しました。さらに、道徳教育や人権教育の充実等を通して、心の教育の推進を図ってきました。
- 教員の指導力向上を目指し、職層や専門性、教育課題等に応じた研修を充実させるなど、学校力を高める事業にも取り組んできました。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 令和 2（2020）年には小学校、令和 3（2021）年には中学校で新学習指導要領が全面实施され、「言語能力の育成」、「外国語教育の充実」、「情報活用能力の育成」など新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育を確実に実施することが求められています。
- さらなる豊かな心を育むため、多様性を認め合う教育を推進するとともに、2020 年以降の未来を見据えて、オリンピック・パラリンピック教育を引き続き推進することが必要です。また、こどもたちの自信、やる気、確かな自我を育て、自分を価値ある存在としてとらえる気持ちを育めるよう、自己肯定感を高める取組が求められています。

施策ページ構成（案）

- ・体力調査の結果は、ボール投げなどで小中学校とも全国平均を下回る項目もあり、健康教育や体力向上に向けた取組の一層の充実が求められています。
- ・分かりやすい授業の実施やプログラミング教育など ICT 教育の強化、問題行動への対応等、教員への期待は高く、かつ多岐に渡っています。その中で教員が一人一人のこどもと向き合う時間を確保しつつ、児童・生徒の明日を担う教員の資質・能力の向上、さらには学校の組織力の向上が必要です。

取組方針

1. 学習内容の充実

新学習指導要領を踏まえた「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を基にした幼・小・中（義務教育学校を含む）の区内全ての校種が一体となった教育の充実や学びスタンダード強化講師等の効果的な活用、補習教室の実施などにより、区立学校で都平均を上回る基礎学力を得られるよう努めます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、外国人講師の活用や ICT 教育の推進など特色ある教育活動の充実を図り、これからの時代に求められる学力の習得に努めます。

■現行の主な事業■

確かな学力強化事業、外国人講師派遣事業、学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、幼小中連携教育事業

2. 思いやりの心の育成

児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりや、自己肯定感を高める取組、人権教育の充実を図ります。また、道徳教育や地域活動、ボランティア活動等の特別活動、オリンピック・パラリンピック教育や多様性を認め合う教育を推進し、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むとともに、自分の可能性に最大限チャレンジできる心の教育を充実させます。

■現行の主な事業■

健全育成事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業

3. 健康・体力の増進

「体力スタンダード」の取組により、体育授業の充実を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようにします。また、学校全体で食育や保健指導等の健康教育の推進を行い、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。さらに、「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」に基づき、オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、生涯にわたって、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めます。

■現行の主な事業■

学校力向上事業、オリンピック・パラリンピック教育推進事業

4. 教員の資質・能力と学校の組織力の向上

教職員の経験年数や職層に応じた指導力、教科等の専門性の向上を図るため、各教科の指導方法や人権教育、問題行動の未然防止等の研修を充実します。また、各学校の経営方針のもと、教職員が一体となった校内研修やOFF-JT等を活用し、指導力をより一層向上させます。さらに、働き方改革を推進し、授業改善のための時間や、児童・生徒に接する時間を確保できる、勤務環境の整備を図ります。

■現行の主な事業■

教職員研修事業、教育調査研究事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画

施策ページ構成（案）

◎未来を担うこどもを育むまち

- 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり

7 教育環境の充実

目指す姿

学校、地域、家庭及び関係機関が連携・協働し、全ての児童・生徒が明るく、のびのび通うことができる教育環境を実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する 取組 方針
一人ひとりを大切にしたい教育が行われていると思う区民の割合	アンケートで「一人ひとりを大切にしたい教育が行われていると思う」と回答した区民の割合	**	**	代表 指標
特別支援教室支援完了者割合	特別支援教室入級退級委員会の審査により、退級者となった児童・生徒の割合	**	**	取組 1
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合 （全国学力学習状況調査より）	小学校 6 年生・中学校 3 年生が対象の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の質問に肯定的に回答した区児童・生徒の割合	**	**	取組 2
地域学校協働活動に参加したボランティア数	各学校で実施しているさまざまな地域学校協働活動に参加したボランティアの年間延べ人数	**	**	取組 3
小中学校における学習者用コンピューターの整備割合	小中学校の普通教室に対するタブレット端末（1 クラス 40 台）の整備割合 （文部科学省基準：3 クラスに 1 クラス）	**	**	取組 4
小中学校における大型提示装置・実物投影機の整備割合	小中学校の普通教室と特別教室数に対する電子黒板の整備割合 （文部科学省基準：100%）	**	**	取組 4

現状と課題

【これまでの区取組・現状】

- 江東区では、共生社会の実現（形成）に向けて、心身に何らかの障害がある等、学校生活に不安があるこどもに寄り添い、就学等の助言を行っています。また、平成 27 年 3 月の「特別支援教室の導入ガイドライン」に基づき、30 年 4 月には全小学校、義務教育学校前期課程に特別支援教室を設置しました。さらに、中学進学においても切れ目のない支援を行うため、令和 2（2020）年度までに全中学校への設置を進めています。
- 全小学校 1 年生への小 1 支援員の配置や保幼小連携教育により、集団行動が取れないなどの小 1 プロブレムの未然防止が図られています。
- 平成 26 年に定めた「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめを生まない、許さない学校づくり」を基本とし、未然防止、早期発見・対応に取り組んでいますが、確実な認知と対応を実施してきた結果、いじめの認知件数は増加しています。
- 全小中学校に学校支援地域本部を設置し、地域からの支援を受け、こどもたちの成長を支える取組を進めてきました。

【区を取り巻く状況・区の課題】

- 心身に何らかの障害がある等、学校生活に不安があるこどもについて、個々のニーズに添った対応が求められています。
- 外国人住民数の増加に対して、小中学校でそのこどもたちへの対応が求められています。
- 特別支援教育のニーズは高く、支援対象児童・生徒数が増加することが予測されることから、さらなる教育の充実を図るため、特別支援教育検討委員会の開催等により課題を整理し、改善策を構築していくことが必要です。
- 環境変化に適応できず不登校となる中 1 ギャップへの対策として、小中連携教育が求められています。
- 平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、地域住民等と学校との連携・協力体制の整備や普及啓発活動などの措置を講じることとされています。学校支援地域本部をはじめとした、学校と地域が連携する既存の様々な取組を再編・組織化し、学校を核とした地域づくりの推進が必要です。

施策ページ構成（案）

- ・学校支援地域本部の基盤を活かし、地域学校協働本部への移行を進め、地域や家庭との連携・協働により、子どもたちを支えるとともに、学校と地域や家庭とのつながり・絆を強化することが必要です。
- ・児童・生徒数の急増による収容対策や既存施設の老朽化対策については、就学児童生徒数の推計を見極めつつ、災害時の拠点としての役割や施設の長寿命化を踏まえ、改築・改修を計画的に実施していく必要があります。さらに、プログラミングなど最先端の教育に必要な ICT 環境を整備することが求められています。

取組方針

1. 多様な教育ニーズに応じた教育支援の推進

児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを適確に把握し、特性に応じた合理的配慮を浸透させ、学習支援員を配置する等の支援を進めます。さらに、支援対象児童・生徒数の増加に応じ、障害の状況に合わせて必要な学級の設置等を検討し、個に応じた教育環境の充実を図ります。また、増加する外国人の日本語教育支援を推進していきます。

■現行の主な事業■

学習支援事業、小学校特別支援教育事業、中学校特別支援教育事業、日本語指導員派遣事業

2. いじめ・不登校対策等の充実

「江東区いじめ防止基本方針」及び「不登校総合対策」に基づき、学校、家庭及び関係機関等と相互に連携し、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、教育センターに設置したワンストップ相談窓口により、教育に関するあらゆる問題について児童・生徒や保護者が安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築します。さらに、不登校生徒の学びの場を確保し、望んだ進路に進めるよう支援していきます。

■現行の主な事業■

適応指導教室事業、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールロイヤー活用事業

3. 学校・地域・家庭の連携の推進

学校を拠点とした幅広い地域人材の参画や教育資源の活用等による学校・地域・家庭の連携及び協働を一層推進するため、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へと再構築し、地域全体でこどもの成長を支えるとともに、地域住民の生涯学習・自己実現に資する家庭教育支援や地域課題解決に向けた取組を行います。また、これまでの学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の取組を活かし、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めるため、学校運営への必要な支援等について協議する場であるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を導入します。

■現行の主な事業■

学校支援地域本部事業、教育委員会広報事業、学校選択制度運用事業、家庭教育学級事業

4. 教育施設の整備・充実

良好な教育環境を保つため、児童・生徒数の増加地域のニーズを踏まえながら教育施設の適正かつ計画的な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、熱中症予防や災害リスクの増加にも適切に対応していきます。加えて、次代を担う人材育成のため、プログラミングなど最先端の ICT 教育を行うことができるよう、必要な設備の導入を進めます。

■現行の主な事業■

小学校大規模改修事業、中学校大規模改修事業、幼稚園大規模改修事業、小学校コンピューター教育推進事業、中学校コンピューター教育推進事業

関連する個別計画

教育推進プラン・江東

※特別支援教室…通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒を対象に、本人が抱える困難さに対応する特別な指導を受けられる教室。医師・臨床心理士・教育関係者等の専門家で構成される入級退級委員会で、入退級の審査を行っている。

◎未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

8 こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり

目指す姿

地域住民・団体と区が一体となり、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することにより、こどもたちが健やかに成長しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
江東きっずクラブ利用児童の満足度	きっずクラブ利用者に対して行うアンケートで「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童の割合	＊＊	＊＊	代表指標
江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	利用申請し、利用の要件を備えていながら、江東きっずクラブ（学童クラブ登録）を利用できなかった児童数	＊＊	＊＊	取組 1
行政・地域の活動により、登下校時のこどもの安全・安心が確保されていると思う区民の割合	行政・地域の活動が「こどもにとって地域環境の安全に役立っている」と回答した区民の割合	＊＊	＊＊	取組 2

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- ・江東区では、全小学校 46 校に設置された「江東きっずクラブ」※や、区内 19 箇所の学童クラブ、児童館等で、放課後等においてこどもが安全で健やかに過ごせる場を提供しています。
- ・こども 110 番の家や児童通学案内、平成 27 年度からは「通学路交通安全対策連絡会」のもと、警察・地域・学校・区の関係所管等が一体となって通学路の安全対策の強化に努めています。
- ・平成 26 年より通学路上に防犯カメラを設置し、平成 30 年度に設置が完了しました。
- ・国の「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（平成 29 年 3 月）に基づき、平成 30 年 3 月に「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定しました。

【区を取り巻く状況】

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月）では、全小学校区で「江東きっずクラブ」に相当する一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用等を目標に掲げています。
- ・国の「児童館ガイドライン」が平成 30 年 10 月に改正され、児童館は、地域のこども・子育て支援に資する児童福祉施設としてさらなる機能拡充を目指すことが示されています。
- ・登下校時のこどもの安全確保のため、国は平成 30 年 6 月に「登下校防犯プラン」を策定しました。

【区の課題】

- ・「江東きっずクラブ（学童クラブ登録）」の利用児童数の増加に伴い、保留児童の発生が懸念されています。
- ・「江東きっずクラブ（放課後こども教室登録）」の利用児童数の増加に伴い、一部クラブで十分な活動空間が確保できていません。

施策ページ構成（案）

- ・児童館では、小学生は減少しつつも一定の利用があります。一方で、乳幼児及び保護者、中高生の利用が増加しています。今後は、小学生の安全な居場所機能を維持しつつ、乳幼児及び保護者、中高生向け事業の充実や他の子育て関連施設との連携が必要です。
- ・こども 110 番の家事業は、緊急時の避難場所に適さないオートロックマンションの増加、戸建ての住民や個人経営者の店主の高齢化による辞退者の増加等により協力者が得にくい状況になっています。

取組方針

1. こどもが安全で健やかに過ごすことができる居場所の確保

「江東区放課後こどもプラン」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、保留児童対策や活動場所の環境改善、地域との連携など放課後児童クラブと放課後こども教室の連携・一体型事業「江東きっすクラブ」の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくりを推進します。また、児童館においては、放課後の居場所づくりの役割を担うとともに、0 歳から 18 歳までの切れ目のない支援を目指し運営方針の改定を進め、他の子育て関連施設等と連携しながら、発達段階に合わせたこどもの育ちの支援に取り組みます。

■ 現行の主な事業 ■

放課後こどもプラン事業、児童館管理運営事業

2. こどもの安全を確保する地域環境の創出

協力者確保のため、こども 110 番の家事業の周知に努め、地域住民や事業者など地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る事業を推進します。また、登下校時の地域住民等による見守りを行うことで、通学路における児童の安全の確保に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

こども 110 番の家事業、児童交通安全事業、学校安全対策事業

関連する個別計画

放課後こどもプラン

※江東きっすクラブ…江東区の放課後事業の総称。学童クラブ登録と放課後こども教室登録があり、全小学校・義務教育学校前期課程において開設。また江東きっすクラブ（学童クラブ登録）については、需要を満たすため小学校外の施設でも実施。

◎未来を担うこどもを育むまち

- こどもの未来を育む地域社会づくり

9 青少年の健全育成の推進

目指す姿

家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、青少年の健全育成に向けて地域全体で取り組む社会が実現しています。

施策実現に関する指標

指標名	指標の説明	現状値 2019 年度	目標値 2024 年度	対応する取組 方針
青少年が健全に育つことができる環境が整っていると思う区民の割合	青少年が健全に育つことができる環境が整っていると思う区民の割合			代表指標
青少年交流プラザの利用者数（人）	青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間）青少年交流プラザの団体利用者数・ロビー利用者数（年間）	＊＊	＊＊	取組 1
青少年育成指導者養成講習会への参加者数	地域子ども会等のリーダーとなるこどもの養成及び子ども会の世話役となる成人指導者のための講習会への参加者の数	＊＊	＊＊	取組 2
地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	青少年の健全育成のために、地域との連携により実施した青少年健全育成事業の実施数	＊＊	＊＊	取組 3
相談事業における相談件数	青少年相談の相談件数	＊＊	＊＊	取組 3

現状と課題

【これまでの区の実績・現状】

- ・江東区では、これまで青少年の健全育成のため、関係機関・団体との連携強化、ネットワークづくりやリーダー養成等に取り組んできました。
- ・平成 27 年度に開始した若者のひきこもり等の相談を中心とした支援事業を平成 29 年度に拡充し、ひきこもりだけでなく青少年期の幅広い悩みに対応する相談事業を本庁者及び青少年交流プラザで実施し、社会的に困難を抱える青少年の支援に取り組んできました。

【区を取り巻く状況】

- ・平成 22 年 4 月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 28 年 2 月に策定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」等の 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

【区の課題】

- ・地域におけるつながりの希薄化が懸念され、地域住民、NPO 等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要です。
- ・青少年指導者の養成にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材の育成を念頭に、区民ニーズの把握、内容・PR 手法等を精査の上、事業を実施していく必要があります。また、青少年の自主的活動の拠点となる居場所づくりも必要です。

施策ページ構成（案）

- ・青少年期のつまずきが、ひきこもりにつながるなどの課題もあり、社会的に困難を抱える若者への支援として、相談事業等の定着・充実に努める必要があります。また、困難を抱えた子供・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、生まれ育った環境などによって、子供や若者の未来が左右されることのないよう、関係機関の連携が重要です。
- ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に負の影響も及ぼすことから、違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要です。

取組方針

1. 青少年が活動できる場の提供

青少年交流プラザをはじめとする社会教育施設等を活用し、青少年の自主的な学習・活動の支援など多様な活動の場を提供することで、家庭や学校に続く第三の居場所としての役割を充実させます。

■ 現行の主な事業 ■

青少年交流プラザ管理運営事業

2. 青少年健全育成の担い手の養成・確保

青少年の主体性や社会性を育むとともに、子ども会等、こどもの集団の中心となるリーダーを養成します。また、青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会の一員としての規範や社会性、自立性を身に付けることができるよう、青少年関係団体の支援に努めます。

■ 現行の主な事業 ■

青少年指導者講習会事業、青少年指導者海外派遣事業、少年の自然生活体験事業、青少年団体育成事業

3. 関係機関・団体との連携強化による健全育成の推進

薬物・非行問題や有害環境への対応等、各関係機関・団体と相互の連携・協力を強化し、実効性のある青少年の健全育成の取組を進めます。また、ひきこもりや不登校、人間関係の悩みなどをはじめ、社会的に困難を抱える青少年やその家族に対し、相談事業の充実やさまざまな機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を推進します。

■ 現行の主な事業 ■

青少年問題協議会運営事業、青少年対策地区委員会活動事業、青少年委員活動事業、青少年相談事業